

第26期板橋区農業委員会委員候補者推薦及び応募要領

1 募集人数（定数）

12名

2 推薦及び募集期間

期間：令和8年3月28日（土）から令和8年4月28日（火）まで

3 推薦及び応募の資格

次の（1）～（2）に掲げる条件を満たす者とする。

（1）農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

（2）農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定されている欠格事由に該当していない者

欠格事由 1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※欠格事由該当の有無については、関係機関に照会する。

4 推薦及び応募の方法

「東京都板橋区農業委員会委員の推薦、募集等に関する規則」第4条に規定する様式（推薦書又は応募申込書）に必要事項を記入のうえ提出する。

（1）提出方法 持参又は郵送（ファクシミリ・電子メール不可）

（2）提出先 板橋区赤塚支所都市農業係

（3）受付時間 平日午前8時30分から午後5時（書類持参の場合）

※郵送による場合は令和8年4月28日（火）必着

（4）推薦及び応募要領及び申込様式の入手方法

①板橋区ホームページよりダウンロード

②赤塚支所都市農業係窓口で配布

（5）その他

・選任手続の過程で、面接又は文書により、区内農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことを言う）について提案させる場合がある。

・提出された推薦書及び応募申込書は返却しない。

・法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所・連絡先を除き、公表の対象とする。

5 候補者の評価から任命まで

- ・候補者評価委員会を設置し、候補者の評価を行う。
- ・区長は候補者評価委員会による評価の報告を受けた後、農業委員候補者を決定し、区議会の同意を得て農業委員を任命する。

6 情報の公表

募集期間の中間及び終了後、推薦書及び申込書の住所・連絡先を除いた事項について、板橋区公式ホームページで公表する。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、候補者の選任以外の目的に使用しない。

8 任期

3年

[令和8年7月20日（月）～令和11年7月19日（木）]とする。

9 主な職務

- (1) 農業委員会定例総会…月1回農地法に基づく転用届出に関する協議等
- (2) 現地調査…農地法・生産緑地法等に基づく現地調査（随時）
- (3) 農地利用状況調査…農地が適正に肥培管理されているかの現地調査（区内全生産緑地地区について年1回実施、その他の農地については、適宜行う。）
- (4) 各種研修及び会議への出席
- (5) 板橋農業まつりへの参加

10 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2に規定する非常勤特別職として、板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給する。

〈農業委員の報酬（令和8年2月1日現在）〉

会長 月額 49,000円

会長職務代理 月額 37,000円

委員 月額 29,000円
※会議等へ出席する交通費は別途支給する。

1.1 その他

次のいずれかに該当する場合は推薦・応募を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 推薦・募集期間を過ぎて提出されたとき
- (3) 推薦・応募にあたり著しく信義に反する行為があったとき

1.2 担当（提出・問い合わせ先）

〒175-0092 板橋区赤塚6-38-1 板橋区赤塚庁舎1階

赤塚支所都市農業係

電話 03(3938)5114

FAX 03(3939)9962